

令和3年7月定例教育委員会会議結果報告及び会議録（要点筆記）

日 時：令和3年7月15日（金）13：30～15：10

場 所：古賀市役所 第2庁舎 501.502.503 会議室

出席委員：長谷川教育長 米倉議長 大賀委員 木村委員 小山委員 松下委員

欠席委員：0名

事務局：横田教育部長 桐原教育総務課長 浦邊学校教育課長兼主任指導主事 樋口生涯学習推進課長 坂井青少年育成課長 柴田文化課長 三上学校給食センター所長 井上学校教育課指導主事 教育総務課庶務係（坂井、松本）

傍聴者：0名

付議事項：

1. 開会

2. 教育長あいさつ

3. 諸 報 告

（1）教育長報告

（2）教育委員情報交流 校則について

（3）教育委員会報告

①古賀市立古賀西小学校における学校医の委嘱について

4. 議案

番 号	件 名	議決年月日	議決結果
第41号議案	【臨時代理】古賀市家庭学習用インターネット利用補助金交付要綱の制定について	R3.7.15	承認

5. 協議事項

・令和2年度古賀市教育委員会の点検及び評価報告書について（別冊）

6. その他事項

（1）各課（所属）等報告

（2）その他

7. 閉会

会議内容：以下のとおり

1. 開会

13時30分、議長が開会を宣言。

新型コロナウイルス感染症防止対策として、短時間で会議を進めたい。

2. 教育長あいさつ

3. 諸報告

(1) 教育長報告

中体連等開催されています。地区大会、県大会、全国大会が開催されています。

夏休み 30 日、小中学校エアコンが付きましたが、外は暑い中で注意してやってくれています。今のところ、熱中症の報告はきていません。

先日、給食センター運営委員会に行きました。センターの中で安心安全な給食を作る事、プラス屋外の草もきちんと刈られていて、中も環境が良い状況で給食を作っていただいています。公共施設の中で一番きれいだと思います。あらゆる施設で環境整美が必要だと思います。よろしくお願いいたします。

(2) 教育委員情報交流

・校則について

教育長 : 今日久しぶりに教育委員の皆さんとの情報交流です。30 分程度、忌憚ない御意見をいただければと思います。学校の校則についてです。報道もマスコミ関係で、かなり取上げております文部科学省そのものも、校則の見直しを図るようというふうなこともありますし、県の弁護士会のほうからも、60 市町村のほうに、それぞれの市町村の学校の校則についての意見を聞きたいということです。コロナの関係でいまだにお見えになっておりませんが。まずは本市の 3 つの中学校、小学校にも校則というか決まりはあるだろうと思うんですけども、事前にいろんな新聞の資料であるとか、文部科学省からの通知文であるとか、周知文書をお渡ししていたと思います。それを読まれていると思いますので、特に古賀市の 3 中学校の校則も、今運用されている校則も載っています。これは、今どきいいの、というふうな疑問や意見とか、やっぱりこれぐらいはきちんとさせないといけないよね、というふうなもの。今日いただいた御意見は 3 人の中学校長のほうに、教育委員会会議の教育委員さんの御意見として、伝えたいと思っています。ツブブロックって、あったかな。テレビでやってたのは、ツブブロック禁止とか。ツブブロックって、私も知らなかったから息子に聞いたら、ここが薄くなるんですかね。天皇陛下がテレビに出られておられたのですが、天皇陛下もツブブロックなんですね。極端に短くないですけど、まさにあれはツブブロックと教えてくれました。若い人はそこを結構丸刈りみたいにして極端にしている。高等学校だったと思うんですけど、ツブブロック禁止で、天皇陛下がされてるのに、世の中の流れが、読めてないのかと思わざるをえない、笑い話のような本気のような感じがしました。3 中学校の具体的な事例を見ながら、いろんな御意見をいただければと思いますよろしくお願いいたします。

米倉議長: はい。ありがとうございます。それでは情報交流のほうに行きたいと思います。もう前々回から資料いただいておりますし、前回もまた資料いただいておりますので、皆さんも読んでいただいていると思いますが、それからまた、特に最近いろんなマスコミ等での話題にも上がっています。校則について、こういうとこまで校則で縛っているけどという何かメインでマスコミに流れているんですけども、ただ、その中の意見としては、こういった校則も入れないかという意見も中に入

っています。で、そういったのは全体的、大ざっぱ過ぎますので、ぜひここで古賀市の3中学校、小学校がそこまで話題になってないと思うので、やっぱり中学校それから高校だと思いますが、ここでは、一応中学校の校則について、どんなかなというのをある程度、皆さんの意見を聞きかせていただきたいですが、よろしいでしょうか。それです、中学校の校則が載っていると思いますが、中学校、本年度と昨年度で、意見等あれば、お願いします。すいません新しく配ってあるのがあるかそっちのほうも併せて見ながら、お願いいたします。

教育長：私も校長会では、半分冗談で、半分本気でいつも言っているのですけど。ひとつ例をあげますと、くるぶしソックス。私は個人的には、はいたたことがないし、はききらないんですけど。古賀中学校を見るとこれが禁止不可になっているんですね。これ理由を説明しなさいって保護者の方とかですね。子どもに言われたときに、私が校長だったらどうして、くるぶしソックス禁止って、なぜか。今、若い人は全部これでしょ。全員じゃないけどほとんどが。それからカバンにつけるキーホルダーは一つ。確かに自分のカバンだよということ一つぐらいけど、何でそしたら二つはいけないですかというような。10個も20個がつける人はまずいないと、思うんですけども。本当に保護者から説明を求められたときに、納得のいく説明で、そういうことでこうなんです、という校則にしないと、今後はいけないだろうねということは校長会でちょっと言ったことはあるんですよ。そういうふうなことを含めて、いろいろ御意見をいただければと。

米倉議長：はい。よろしいですか。どなたか。はい。お願いいたします。

小山委員：この校則を見たというのは、私たちも学生でもかなり何十年前ですけど、まさか女性の下着は白やないと駄目とかですね、こういうのまで、今校則もいろいろあるんやなあとか。今、教育長が言われたくるぶしソックスですね。これも私も1回これをはいて、長いやつはいたらですね、暑くてはけないとか。今、教育長言われたように、決まりは決まりで当然必要なことは多々あると思うんですけど。自分たちのときも中学校の時ですね。古賀中学校がまだ男性はまだ坊主頭がまだ生徒会で、生徒手帳にのって、決まっていたけど、やはりその当時私はまだ野球やったんでずっと坊主を長髪のことでもうでもいいかなと。高校も野球で坊主やったんですけど。その時ちょうど生徒会で、その生徒手帳について見直しやないけど、みんなが運動してですね、同時に初めて長髪に変えた、生徒会活動で変えた時代でした。今、実際にこの規約の制度自体、今の生徒自体が、これは不満ですよとか、そういう話が今起きているのかということをお伺いしたいと思います。

米倉議長：その辺どうぞ、教育長さん何か。

教育長：学校のほうから、そういう中身は聞いておりません。今後見直すときには必ず保護者とか、生徒とか、それから教職員とか、みんなが意見を交わした中で改定をしていくべきじゃないかと。どうしても教師主導でやってきているところが多いのでですね。今のところ、特段これをというふうなことで、生徒会が動いているとか、いうふうなことは、情報は入っておりません。

米倉議長：はい、お願いします。

小山委員：今実際、たしか福岡高校とかですね、高校でも決まりがない。生徒の自主性です

よ。でもやっぱそれはそれなりにやっぱきちっと出来ている学校は出来ていると。教育長が言われるように、もう1回こういうのを生徒会が、その必要性とか当然あるわけですから、自分たちの意見を述べて、それを実行に移すという、スタイルですね。当然PTA、PTCAの意見も当然、参考としてはいいんでしょうけど、生徒会自体が、このことについて、本当に制度だけでいろいろ議論しまして、各中学校の特色も当然あると思いますけど、生徒会の会長や副会長の組織が3中学校で集まって、いろいろこう討論をして、より一層中身を自主的に作ってもらったと、自分たちでこれは守ろうと、ここまではいいんじゃないか、とか、その代わり自分たちも決めたことは、みんなで守ろうと。そういう決まりを自主的に子どもたちの意見を聞きながら、本来作っていくべきやないかなと私は思います。ここまで細かくして先生たちも逆にこれをチェックするとか、そっちのほうも大変やし、新聞を見たら生徒同士で、見張り合いしていう、何かこう言うとかですね。そういうことはないように子どもたちの自主性を重んじてやってもらいたいなど、決めていってもらいたいなど私は思います。

米倉議長：はい、ありがとうございます。子どもたちのほうで、自分たちで考えていくべきじゃないかということがメインだったと思います。はい。ほかに何か。はい、どうぞ。大賀委員さん。

大賀委員：この新聞記事を読んだときに、こんなに厳しい校則があるんだと思って本当にびっくりしました。私も慣れもあり、校則自体、真剣に考えたことが余りありませんでした。今回は、子どもたちの人権をと思いながら、全部読み直してみたんですが、古賀は制服を男女関係なくズボンでもスカートでも選べるようにし、きちっと仕組みをつくってくださっていると思うので、例えば、男子の生徒は、こういう髪型にきなさい、女子の生徒はこういう髪型にきなさいと、男女で分けているところがちょっと不思議だなあと。今、この頭髪のところでは思いました。反対に、古賀東中学校だったと思うんですが、男女とも、「爽やかで清潔感のある髪型にすること」というふうに書いてあって、こういう感じだったらわかりやすいんですが、男子だったら短く、女子だったら長いときは結ぶというふうに決めるのはちょっとおかしいのかな、今の時代ではおかしいのかなと思いました。あと、小山委員がおっしゃってあったんですが体育祭のとき古賀が行っているかどうかちょっとわからないんですが、体育祭のときに身だしなみで加点をするということが新聞記事に載っていたんですけども、新聞記事のように子ども同士で、監視をし合うような、そのような仕組みは古賀ではつくってほしくないなと思いました。自分でこの規則を守るといえるのは大事なことだと思うんですけども、友達同士で、そこは悪いところを、見つけ合うといえるのはそういうふうな仕組みはちょっとおかしいなと思いました。もう一つ、古賀北中学校の校則、その他のところだったんですが、P11 ページですか。ハサミやコンパスは個人で持ってこないっていう部分があるんですけども、この意外とハサミを持っていけないので困っていることが多かったんです。ハサミを持って多分危険だということでハサミを持ってこないようになっていると思うんですけども、ハサミを持っていかないんだったら、ハサミを貸し出す。なかなか先生に貸してくださいというふうに、忙しくて貸してもらえないような、感じだったので貸出しやすい方法を何

か考えると、か、貸出す工夫をしようと、この校則であるように持っていないで、子どもたちが困るようなことになっているのはちょっと問題じゃないかなと思いました。

米倉議長：北中のところとですか。

大賀委員：その他のところに、ハサミやコンパスは個人では持ってこない、必要な場合は、教員が貸し出すっていうふうにあるんですね。

米倉議長：他はどうですか。

木村委員：古賀市内の3校の服装面についての規則を見せていただいて、かなり細かく規定されている学校もあれば、大枠だけを示されて後は子どもたちで考えてっていうふうな、学校もあるんだなと、それぞれだな、ということを感じました。気になったのが、古賀北中の例えば髪型の女子の3番目のポツですけど、横から髪の出さない、多分、こういうふうにしたら駄目だよっていう、のだろうと思います。それから、上着のところ、括弧の中なんですけどポロシャツのボタンは第1ボタンはあけても良い。またポロシャツの下に着るシャツは白黒グレーとする。ただし、始業式のときのなどの儀式のときは第1ボタンまでとめることとか、すごくこう、きめ細かく決められていて、これを守らせるのに、先生たちもいちいち、第1ボタンをとめとらんよって、指導しなきゃいけないのかなというのを、感じたところです。それから、例えば防寒着のところですけども、着用時期は気候によって変更することもある、生徒指導部より着用開始日を連絡すると。やっぱり寒い暑い子どもたち一人一人感じ方が違うので、今日は寒いなと思ったら着ていきたいし、寒くないと思ったら、着ていかないし、そこら辺は中学生なので、もう自分たちで判断させてもいいんじゃないかなということを感じました。ただ、あと、防寒着の袖口のラインの縄あみ模様とかですね。とてもきめ細かく決められていて、子どもたちも、買うのに保護者の方も、これがいいのかなとかすごく悩まれると思うし、子どもたちもこう、これ着ているけどいいのかな、というふうに感じる子も多いんじゃないかなと思って。ここまできめ細かくしないと、学校の決まりは駄目なのかなということ。自分が小学校なだけに結構大ざっぱに服装について見ていた関係もあると思うんですけど、そこまできちんと決めないと、学校の生活が崩れていくようになるのかなあっていうのを疑問に感じたところです。東中学校の分は、今年入学式に行って思ったんですけど、従来の制服でも新しい制服でも新しい制服でもズボンでもキュロットでも、スカートでもいいよっていうふうに、すごく選択の幅が広いので、ここでも大きくまとめられて書かれているし、余り規制されていないとか、そういうことを感じていて、子どもたちから見ると、どちらが主体的に自分の生活よりよい生活を選んでいくのにどちらの決まりがいいのかなっていうのを、感じました。先ほど小山委員も言われましたけど、子どもたちが自分たちで規則を決めていくとか考えていくような場を設けてもらうんだったらやっぱり他校の情報をしっかり持って、こういうふうな決まりがいいねっていうことを考えていくような場を、もしよければつくってもらったら、子どもたちにとっても決まりとルールの大切さっていうのを学ぶ場にもなるんじゃないかなと、思ったところです。

米倉議長：はい、ありがとうございます。松下委員さん何かお願いいたします。いいです

かね

松下委員：私も読ませていただきましたけれども、そもそもこうやって文科省のほうからこういう通達が出たということで、この時期に何でだろうという思いもあったんですけども。ここ、特に2、3年で、先ほど木村委員も言われましたけども制服の多様性を選択制という中で、この校則との整合性が合わない部分があるために、こういった校則の見直しというのが、一斉に全国的に出始めてきたのかなという、感じを持ちました。そもそも校則とは何だろうというのもいろいろ考えましたし、それこそ、小山委員も言われましたけども、画期的に変わったところといえば、それこそ、今まで中学生が坊主頭だったのが長髪の許可の時期だったという。私が中学生であったときはもう既に、長髪OKだったんですけども、そういった転換時期にどういった経過があってそういうふうに変ったのかなというところを思ったところでありまして。それまでは、男性は坊主で女性は多分ショート、おかつぱというんですかね、そういった、ある程度の規則があったとは思っています。それがいつから続いたかっていうと、僕はわからないんですけども、明治になっては、何て言いますか、やっぱりこう、目的のもとに、そういった形に整えられていくので、明治になって、国が大きくなっていく中で、教育勅語という、主体が天皇であった時期に、教育勅語というのが発令されて、そういった目標っていうか、日本国民が全員そういったところを知る中で、そういった体系というのはずっとこうつくられてきたと思うんですね。途中大正デモクラシーとかそういうのを経過して、第2世界大戦、戦後になって、そういう状況の中で、こういったこの校則っていうのが経過を、特に古賀だったらこうだったんで、たどってきたんだろうということもまず、思ったところでありまして。その中で1番僕がやっぱり印象を持ったのが、男性はそういうほうだったのか長髪にいつのタイミングでそうなったのかなと、昭和50年ぐらいだったんだろうかなとは思ったんですけど、小山委員が先ほど言われたので、その時期にそういった、生徒の主体で話されて、ほかのほうはそういうふうな長髪になったなというのを聞かされたことでもありますけども。皆さんおっしゃられたように、生徒が主体で物事を進めていくことは大切なんだろうなと思います。ただ、その前に踏まえておくべきものは、そもそもなぜ生徒は、義務教育という過程の中で、学校に行くのかっていうところを押さえた上で、そして、各学校の目的のもとに、その目的を達成する事に、そういった校則っていうのも一つ一つこうつくられていくんだろかなというふうに思います。その辺はもう、生徒の方々にはしっかりその辺を踏まえて、ただ単に、校則の見直しっていうところからスタートするんじゃないで、そもそもこの中学校の学校目標は何だったのかっていうところを踏まえて、また別に校則とはそもそも何だろうっていう教育とか何だろうというところを踏まえた上で、生徒さん主体の校則の見直しを進めていただきたいなと思います。私が学生のとき、よく服装の乱れは心の乱れっていうのがあって、何かそういう言葉があって今は死語になっているかもしれませんが、逆に裏を返すとそういった、全体主義のもと統一化されている中で、そういう変わった服装をされているっていうのを、まず教師から見れば、この子は今もしかしたらそういった多感な時期にそういった心の変化があるんだなっていうことも逆に見つけられるのか

なっているということもあると思うんですね。それは逆の見方になってくるんですけども。多分、そういうのはやっぱりこう豊かな時期を送っている生徒たちなんで、何て言いますか、その服装の校則に関わることは昔かかわらず関心があるのかなと思います。あと一つ気になるのは、だからと言ってどんどん校則を逆に緩めていくとまたそれに伴う問題というのも必ず発生しますし、やるからには生徒さんたちも責任もまた伴ってくるっていうところも、重々、承知してもらわなきゃいけないというところはあるのではないかなと思います。細かいところを見さしてもらいましたが、細かく書かれてあって、私の学生の時がどうだったかなというところも思いながら見たんですけども、事細かくどんどんこうなっているのかなと思います。少しアバウトで、一つ細かく書かなくてもいい部分はいいのかなってというのは正直思いますね。あと具体的ところで、今、冷房はそれこそ小学校中学校も設置されたので、教育長の初めの言葉にもありましたけども、季節感を感じないというのも、逆に、直接冷房が当たる子は、こういう真夏でも教室が寒かったりする子どもとかも出てきますので、特に女性の方とか寒かったりするとか体調的に難しいところもあったりもするので、夏でもそういったカーディガンであったり、ベストであったり、そういうのは、もちろん持ってきても可能だし、なんだったらそう言ったところまでの、逆に入るっていうのも必要じゃないのかなと。校則でここまで事細かく書くんだったらそういったところも、必要になってくるのかなって思います。

米倉議長：ありがとうございます。すいません。大ざっぱにという訳じゃありませんが皆さんの意見としてある程度こういった形の拘束的なやつもある程度おかしいところについて見直していくべきとか、そのときに子どもの主体性を入れながらやったらどうか、というような意見だったと思うんです。大ざっぱに言いました。私の頃はじかにこの校則でバリバリ縛った世代でして、1番最初私がやったのではありませんが、そのときはミスカー트가流行っていた時期だから、女子の生徒はミニスカートにしないように膝で座って、スカート丈が床に付くまでということをやっていたんですけど、いつのまにかスカートはロングになりました。そしたら今度は全く変わったんですね。今度は膝下何センチとかですね。そういった形に変わった経緯があります。ただ、その頃にむやみにそのために校則をさわっていたんじゃないかと、当時学校も結構荒れていた時代であったからですね、そういったことに絡んで、学校が崩れたり、崩壊したりするのは、もう周りの学校でどんどん起きていましたので、かなり強制的に抑えたような形もあります。ただ、そのときに指導する方はですね、曖昧な立場で指導してどうしてもそこでずれが出てくるので、だんだんこういった細かいのをつくっていたと思うんですが、ただそこには今皆さんから意見出たように、細かくなり過ぎて縛っていくということはむしろ子どもの考える力とか自主的な部分を全て先取ってしまう可能性はあります。だから、そういった意味も含めながら、ここでこの後、校則がどんなふうになるかなというのは、学校考えるべきだと思いますけども、むしろ我々も、それから、教育委員としてある程度、どんなふうになったらいいかなということは思っておいた方がいいと思います。最終的には校長が判断すべきだし、それから、特に当事者である子どもと保護者、それから社会の情勢

は当然見ておかないけないと思います。今はむしろ、そういった子どもの分を一斉して抑えるより、むしろ子どもの自主的な育ち、子どもの思考力を高め合う学ぶ力をつけようという時代だからこそむしろこれはそういった育てるための題材にはなるような気がしますね。だからそういった意味では、むしろ考えていかなければならないかなと思います。ただし、どれがよくてどれが悪いかというそこでのお話だと思います。私1番最初に教育長さん言われたソックスの短いやつ。私はあれは好きじゃないんですが、2年前ですが私は腰を骨折して、もう曲がらなくて、ズボンもパンもはけない状態のとき、靴下もはけなんですね。もうそれしかはけなかったんです。短いのしか。だから、そういった意味では自分は嫌いでもはかなければいけないときがあるし、それから、今実際売っているのは、長いソックスよりもほとんど短いのしか売ってないんですよ。だからそういった時代にもなっているということも考えながら、例えば靴下だけですけどそれ以外の分も時代にあって、子どもの自主性を育てるもの、そういったものを含めて、学校と子どもたちが話あえればいいかなと思います。ただこれで結論でありませんので、またそのたびにまたいろんな、こういった意見もあればというのがあれば、ぜひ聞かしていただいて、ぜひ教育長さんのほうで、校長先生のほうにこういった意見があるよということ流していただければと思います。ほかにありましたらお願いします。

松下委員：今あの、50年代でしたかね。校内暴力がひどかったのは。校内暴力を契機にこういう校則が細かくなってきたのかという感じですかね。その流れ的に、歴史的にはというか経過的にはですね。

米倉議長：50年代その前からある程度ありました。元はですね、恐らく生徒手帳に書いてある部分だと思いますが、そのところはざっぱに書いてあった中学生らしい服装とか、それは子どもに説明するとき中学生らしい服装がここまでここまでということその都度指導する中で、だんだん細かくなったんじゃないかと思います。

木村委員：最近の子どもたちは結構決まりをよく守っていると思うし、以前は腰パンですかね、あんなのが流行っていて、わーと思ってたけど、そういう子も最近見なくなったような気がするんですね。私が、もし今中学生で、服装違反をしたらって考えてみたんですけども、周りの子たちがみんな黒髪の中、自分1人だけ金パツにするとかですね、みんな素颜なのに、自分だけお化粧していくとかは、それってものすごくエネルギーと勇気が必要だなあと思ったんですよ。で、そういう子どもたちには何かそれをしなければならぬだけの理由があるかもしれないなと思いました。自分が指導する側で立ってみた場合、こういう決まりになつとるから駄目は駄目やろうっていうのが1番簡単なんだけれども、それではやっぱ中学って納得しないだろうし、何かそうしなければならぬ理由っていうのを、があるかもしれないということを何か先生がたの中に頭のどこかに置いていただいて、一方的に、白い下着じゃなかったら脱がせるとか、そういったこう一方的な指導ではなくって、それなりに、下着は別に理由はないのかな、外見に出た分なんですけど、何か少し余裕を持って指導をしていただけたらありがたいなあと、いうことを感じました。学校現場がすごく忙しいのに、そんなこと言わ

ないでって思われるかもしれないけれども、ちょっと希望です。

米倉議長：ほかどうですか。何か。実際に学校の現場で、木村委員さんが言われたようなことは恐らく十分考えてやっていると思います。変わった状態や髪型とか、眉毛か触る分についてはそれなりの事情があるというのは、知った上で指導していると思いますので、その子たちに対しておっしゃる十分な指導は出来ていると思うんですが、中学校で先生が1番気にするのは、その子たちがおるから、あと2割か3割の子がそれを理由に、その格好をして、後つられる子がおるんですね。そういうのが事実なんです。だから、そういったところもあわせて学校の中で指導していかなければならないかなと思いますね。

大賀委員：買うときの保護者の意見ですが、やっぱり靴下の色にしてもワンポイントの大きさ500円玉大までとかで、あとラインは何本、買ってきたものをよくよく見てみたら校則見てみたらか、これは着ていけないんだってということが時々あったので、本当にこんなに細かくしなくても、子どもたち見ると、本当にきちっとした格好で学校通学している子のほうが多いと思うので、もう、ある程度、任せても大丈夫じゃないかなとも思いました。上着にしても、きちっと色を守っているので、そんなワンポイントがあったら駄目とか、編み込んであるから駄目とかそこまで細かく言わなくても、子どもたちで考えて、きちっと守っていけるんじゃないかなとちょっと感じました。

米倉議長：はい。そうですねはい、どうぞお願いします。

小山委員：今、校則は中学校高校はいいんですけど、小学生がこういう決まりがない。多分、昔青柳小学校に子どもの金パツ、ピアスした子が来ていました。結局それは、やっぱり親が子どもにさせたい、子どもの意思やなし。そのときに一応校長先生も困った話ですって言うておられた記憶あるんですけど、最終的にはですね、その親のほうに言い聞かせて、どうにかならんですかって、たまたまその両親とちょっと知り合いだったんですけど。親としてもやっぱりその個性を出させたりとか、ファッション性とか、いうようなんです。今、小学校時代でそういう何か問題とかいうのはあったりしていますか。

教育長：生徒指導全般で小中学校とも大きな問題は、ありません。小学校に何人か金髪はいます。青柳小学校が金髪が1人。つい先日行きましたら、かわいらしい子でしたけども、慣れればそう大したことはないし、金髪かおかしいという概念を、今後どうするかということですよ。私はずっと生徒指導畑が長くて、学校にある校則っていうのは、やっぱり守らせないかんということですよ。その反面、校則にあっても、言うばかりで守らせきらない先生のほうが8割ですよ。だから私は緩めにしたらどうですかと、若い時から言い続けて、私は、学校で決まったり生徒会とかで決まったりしたなら、抑えつけてでも守らせますよと。言うてきました。1番最後に担当をしたときは、志免東中ですけども、修学旅行で京都に連れて行ったんですけど、私のクラス、家庭的にいろいろ課題のある子どもでしたけど、金髪で中2のときですね。基本的に、その学校のルールではそういうふうな格好のものは修学旅行に連れていけないということでした。私が責任を持って連れていきますということで、連れて行きました。その子はもう40歳過ぎたかな。その子が音頭をとって私の還暦のお祝いをしてくれましたね。

あのときは先生僕の若げの至りでしたってその子が言うわけです。だから今、委員のほうから出ましたように、やっぱり金髪にする。何かそのときの理由があったり、何かあって教師に意図的に反発をしたりということなんですね。1番直近では、最後東中の校長に2年ほどしましたけれども、ルールも守れない子どももたくさんおりました。校長室に集めているいろいろ作業させたり、お茶をしたりしながらですね、つき合ってきて、勉強が嫌なら一緒に作業しようかということで、かかわりました。東中の例とあげますと、男子生徒がいわゆる上着ですね、カッターシャツといいますか、それをズボンの中に入れていないことでの指導がありました。入れないなら出しとっていいシャツにすりゃいいじゃないか、私はちょっと言って。生徒会を完全に動かすまでには校長でしたからできませんでしたが、当時、元気いい3年生、生徒会役員も何かこうさせてやりたいなということで。カッターのタイプを変えました。今、東中など男子生徒の夏の上着は出していいようなタイプになってるはずなんですね。教員がまず反対する。出るタイプだとみっともないと言うんですね。それはあなたの感性でしょうと。こっさり当時のPTAの役員さんにも言って、結果的には女子の制服も含めて、スカートが吊りバンド形式すぐ肩から落ちるからってということもあわせてあったもんですからそしたら、開校して25年でしたから、それを機に変えましょうかということです。委員さんが言われた100%生徒の意見を取り入れたりしたものでなかったかもしれないですけども、頭の固い教員の側からすると、変える余地はあるよというふうなことが当時の生徒には伝わったのかなと。私が校長が終わってこっちに来たときに、やっぱりまた学校の中で元に戻そうという教員の動きがあったみたいですね。そういう情報がPTAの役員さんから、せっかく校長先生のときにあれだけ話して業者さんも呼んで変えたのに、そういう動きがあるんです、と。教育長だから、指示とか何も出来んから、それは学校の中で保護者とかこの先生と子どもで話さないといけないかということでは言いましたけれど。やはり教員もそれぞれ自分の考え、私から言わせると信念のない考えで、ただみっともないとか、いうふうなことなんですね。だから、子どもたちにとってどういう服装が1番学校生活がしやすいかというものですよね。ちょっと話はずれますけど市長と1年間、11小中学校回ったときに私、必ず6年生の教室に入ったときには、「来年度から、制服があるけど、どう？」とこう聞きます。そうすると、半々ですね意見が。小学校のままのように私服がいいというお子さんと、私服はもう毎朝考えるのが嫌やから制服のほうがいいっていう、まさにそのとおりだなあと。女子生徒は制服がいいといいますね。8割ぐらい。だから今6年生とか5年生とか少しづつ異性を意識するような、木村委員さんがおわかりかもしれないけど、そうになると、やはり、朝、今日はどのスカートはいて、どのズボンをはいてとか、あるのかなあと思ってますね、そういう面では、制服っていうのは縛り付けるようだけでも、そこは何も考えずにあるものをはいていけばいいやというふうな、それに合わせて、先ほど、言われた第1ボタンまでとか、儀式のときには、とかいうふうなですねまた細かなものが出てくる。私は校長会で最終的に生徒にも考えさせないかんよ、っていうことを言ってるんですけど。中3生が高校受験に行ったときに、自信を持っていける服装というのが最終的な結論でないかと。先ほど

東中の上着のことが出ましたね。これ何で教員から出たかと。東中の生徒だけが高校の体験入学やらに行ったら、まだ9月ぐらいの段階ですけど、シャツがズボンから出ているから、イメージが悪くなるって言ったらしいんですね。学校の教員が。しかし、それは東中の校則でしょうと。自信を持って行かせればいいんじゃないですか、っていうことですね。私もさっと見て東中の令和3年度版、が1番いろいろ細かく書いてないで、子どももわかりやすいのかな、親もわかりやすいのかな。それからもう一つはやっぱり、子どもにしっかり考えさせて子どもが責任を持つ、自分たちで決めただから自分たちで守ろうやという自主性とか自主管理能力とかですね。それと3つの中学校があるから、3つの生徒会とか、あるいは何人かの生徒代表生徒といいますか、集まって、共通部分を見出したりしていくと、そういうふうなことも大事かなというふうに思いました。各生徒会が3校集まることも含めて、3人の校長には、この年内ぐらいに、何か時間がもし特別活動の一環として取れば、考えさせると。そうすると子どもたちに本当に考えさせることができるのかなあというふうに思います。いろいろ、非常に貴重な御意見をいただきましたので、また何か御意見があれば、頂戴したいと思っています。ご意見の整理をして、学校のほうにはお示しをしたいと思っています。ありがとうございました。

米倉議員：ありがとうございました。その取扱いについてはよろしくお願いいたします。それでは、情報交流についてはこれで終わりたいと思います。

(3) 教育委員会報告

①古賀西小学校学校医の委嘱について

学校教育課長 古賀西小学校学校医の委嘱について、報告します。

中山先生の体調不良により解職の願いが出され、後任の方について粕屋医師会に推薦の依頼をしたところ、ご子息の中山景一郎先生をご推薦いただき、委嘱いたしますので、報告いたします。

4. 議案

米倉議長 今から審議に入りますが、議案の朗読は省いていただき、提案される議案の要点だけを説明していただきたいと思います。

第41号議案【臨時代理】古賀市家庭学習用インターネット利用補助金交付要綱の制定について、提案をお願いします。

学校教育課長 (議案朗読省略)

P29 ページ、夏休みに入る段階でパソコン端末を持ち帰る予定としており、学習用パソコン端末を活用する際の家庭学習環境を確保するため、家庭にインターネットが整備しなければならぬご家庭に対する月額1,000円の補助でございます。古賀市教育委員会の承認を求めるものでございます。

米倉議長 夏休みに家庭でインターネットを活用して学習できる環境整備の補助という事ですが、よろしいですか。それでは、第41号議案は承認とします。

(第41号議案 承認)

5. 協議事項

・令和2年度古賀市教育委員会の点検及び評価報告書について

教育総務課長：令和2年度古賀市教育委員会の点検及び評価報告書です。6月の定例教育委員会で提案し説明をさせていただいております。本日は、ご質問、ご意見等をお受けして、最終的な教育委員会としての評価をいただきたいと思っております。今後の予定としましては、本日評価をいただいた後に、昨年同様、『福岡教育大学清水先生』、『九州共立大学古市先生』に外部評価をお願いしようと考えております。外部評価をいただいたところで、教育委員会の最終議決を8月の定例教育委員会で行い、その後、9月の文教厚生委員会へ提出し説明を予定しております。それでは、令和2年度古賀市教育委員会の点検及び評価報告書についてのご協議、よろしく申し上げます。

米倉議長：ご質問、ご意見等はありませんか。

木村委員：コロナ禍で感染防止に努めつつ事業に取り組まれたことに敬意を表し、実施いただきありがとうございます。具体的に知りたいことについて質問します。P21、弁当の日はどのような具体的なことをされたのでしょうか。P23Ⅲ-1-(3) 学校生活・環境多面調査を実施されて、その後何をされたのでしょうか。P24(5) 高等学校の中途退学を防ぐための5方策とはどんなことなのでしょうか。P30(3) 教職員のタイムレコーダーを活用したシステムはどのような形でしょうか。誰がして、どんなものですか。

学校教育課長：P21について、おにぎりを自分で作って準備をしてくるものです。食のメニューの中で、栄養バランスを考え、指導しております。P23について、多面調査では個々の調査をして、学校において個々に対応していただいているところです。集団作りやその中での課題を解決していくものです。P24今、資料を持ち合わせておりませんが、生徒自身が目標を持って実現に向けての進路方針を進めるものです。5方策の具体的な資料は後ほどお持ちいたします。

教育総務課庶務係長：P30についてです。各先生がICタイムレコーダーの個人カードを持たれています。このカードをICレコーダーにかざしていただくことで、出勤及び退勤時間を読み取り、パソコンでの時間の記録管理を行います。記録の内容を読み出し集計をしたうえで、時間外勤務報告を各校長より教育総務課へ提出いただき、長時間勤務管理を把握しているところです。状況に応じて、超過勤務を抑制する呼びかけや健康管理を含めた業務改善等を実施していただくよう校長会で連絡しております。

小山委員：P34について、青少年育成課の相談は956件とある。去年は157件増加している。子どもからか保護者からか、解決しているのか、中身などについてお尋ねします。

青少年育成課：のべ相談件数で、1人の人が何度も相談されることもあります。長期の相談や不登校の案件については増加傾向もあります。相談者は、子どもや保護者や学校関係などになります。

大賀委員：P12について、学校通信、SNS、Facebookで情報発信が行われている。中にはSNSを使っ

ていない人もいるので、紙ベースなど両方対応していただけるとありがたいと思います。ひきつづきよろしく願いいたします。

P12 中段の子どもの行き場所や居場所づくりについて、コロナ禍に対応していただきとてもよかったですと思います。

P17 の施策 2 の課題で ICT 活用とありますが、子どもの現状把握など個別に対応するとはどのようなものでしょうか。

学校教育課長：PC や校務支援システムを活用し、資料やデータを集計する等、時間の有効活用を進め、子どもたちとの対応の時間に活用できるよう実施したいと考えております。

米倉議長：紙ベースも含め、ICT を活用した中で、PC データも含めて外部に漏れないセキュリティ対策をお願いします。

内容的にはよろしいでしょうか。協議は終わりいたします。これで出していただきますようよろしく願いいたします。

6. その他事項

(1) 各課（所属）報告

ア、教育部長

新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種について、給食センター委託職員の希望接種の取り組みをしています。また、県の優先接種がなくなりましたので、市で行うことで調整中です。

イ、教育総務課

それでは教育総務課から報告いたします。36 ページをお開き願います。

令和3年度 学校施設整備の主たる工事等について記載しております。今年度の予定する主な工事は記載の12件です。うち5件が既に完了し、履行中・工事中の物件が4件、発注準備中が3件となっています。発注準備中の物件では、千鳥小校舎・体育館トイレ改修工事設計委託、千鳥小学校渡り廊下防水改修工事、古賀中学校校舎・体育館トイレ改修工事施工委託です。千鳥小、古賀北中については、今年度校舎・体育館トイレ改修設計を実施し来年度に工事に着手する計画となっています。また、5月26日の定例教育員会で第33号議案として提案しました古賀北中学校大規模改修工事の工事請負契約の締結につきましては、6月28日に議会にて可決されたため、翌日の6月29日に、溝江建設株式会社と本契約を締結し、工事に着手しています。

最後に、先般、千葉県八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名の児童が死傷する痛ましい事故が発生しました。これを受けまして、7月12日付で県より各市町村に対して通学路における合同点検の実施について依頼文が発出され、また、文部科学省、国土交通省、警察庁連名での通学路における合同点検実施要綱も示されました。古賀市の状況としては、既に4月27日（3古教総第171号）付文書にて各小中学校へ調査依頼を実施しており、今回の事故を受け、7月8日に再度、2回目となる通学路危険箇所の点検を依頼しているところです。今後の予定としましては、9月末を

めどに合同点検の実施及び対策必要箇所抽出を行い、対策案の検討を10月から遅くとも12月末までにそれぞれ実施する予定です。信号やガードレールの設置までは時間がかかるものですので、その期間中は地域の見守り隊の方々のご協力を得ながら、ハード及びソフトの環境整備を行い、児童生徒の安全な登下校の安全管理を行いたいと思っております。

ウ、学校教育課

- ・6月までの生徒指導状況は、授業日数が30日を超えて、不登校及び不登校兆候の児童が増加しております。小学校のいじめ58件、不登校兆候38人、不登校8人、中学校のいじめ0件、不登校兆候33人、不登校52人となっております。小中学校のいじめ事案は重要案件なく、すべて解消しています。あすなる教室につきましては、学校との連携が充実し、正式入級者が2人、10人の体験入学が行われています。
- ・就学援助支給状況について、令和3年度6月末には807人が申請しており、昨年度と比較して1%増している状況です。
- ・新型コロナウイルス感染症対応にともなう運動会及び体育会の対応について、運動会自体は中止し、体育授業で分散実施をした学校が4校、緊急事態宣言解除後に規模を縮小して実施するなど感染症対策を行いながら3校が実施。残り4校につきましては、感染状況を踏まえ、9月から11月の秋ごろに実施する予定です。
- ・ICT環境の整備状況につきまして、児童生徒及び教職員のパソコン端末に係るフィルタリングの切替え作業を完了しました。中学校3年生の支援としてスタディサプリを夏休みから活用できるようにしています。学校外でインターネットを活用しても学校内で使用すると同様にフィルタリングがかかるようにしました。児童生徒が家庭においても、安全にパソコン端末を使用できるようにいたしました。また、中学校3年生がスタディサプリを活用して家庭学習ができるようクロムブックとスタディサプリの設定を完了させ、今週末から試行的に持ち帰りを行う予定です。夏休みから全面活用ができるようにしています。本年度は十分にスタディサプリを使えるように事前指導を行い、活用できるようにしております。

エ、生涯学習推進課 なし

オ、文化課 なし

カ、青少年育成課 なし

キ、給食センター

- ・令和3年度親子給食センター見学を8月3日に10組で人数制限を行い実施する予定です。

(2) その他

教育総務課長（行事予定表の説明）

庶務係長（10月定例教育委員会の日程調整）

米倉議長 10月定例教育委員会は10月20日13時30分から古賀東小学校で開催とします。

7. 閉会

議長が閉会を宣言し、15時10分閉会した。